

## 会長コメント

平成25年11月20日  
(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 富田昌孝

本日、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。

本法の成立により、私どもタクシー業界は、長く要望して参りました需給と運賃の適正化について、大きな一歩を踏み出すこととなります。

心より喜ばしく思うとともに、これまで多くの関係者にご尽力をいただいたことに厚く御礼申し上げます。特に、議員立法としての法律成立にあたり、法案の提出に取り組んでいただいた自・公・民三党の先生方をはじめとして、広く与野党の先生方に深いご理解と真摯なご支援を賜りましたことに深く感謝しております。

今後、タクシー業界としては、監督官庁等のご指導と関係者のご協力のもと、事業の適正化・活性化に一致団結して取り組み、利用者の皆様から信頼され、また働く者にも夢のある業界を目指して参りたいと考えております。

今後とも、関係各位におかれては、ご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。